

令和5年9月7日

生産県配置団体代表 殿  
各都道府県協議会・協会長 殿

一般社団法人全国配置薬協会  
会 長 大北 正人  
( 押 印 省 略 )  
配置部会長 河上 宗勝  
( 押 印 省 略 )

### 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成21年度から実施されている医薬品販売制度の実態把握に係る令和4年度の調査結果について、令和5年9月1日付け医薬総発0901第2号及び医薬監麻発0901第2号で、厚生労働省医薬局総務課長並びに監視指導・麻薬対策課長から、当会会長あて別添写し①のとおり通知がありましたので、貴会会員へ周知するとともに、下記事項に留意し、引き続き、定期的に自己点検を行い、一般用医薬品販売制度の遵守徹底を図られるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当該調査結果の詳細な報告書等については、厚生労働省のホームページ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34966.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34966.html))で公表されていますので、各協議会等でご確認いただくよう、お願いします。

### 記

令和4年度の調査結果の概要については、別添②のとおりであり、配置販売業者については、前年度調査に続き調査対象になっていませんが、今回の調査における指摘事項として、前回調査において遵守率が低かった「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」に関し、インターネット販売では前年度より改善されている一方、薬局・店舗販売業では低下しており、令和5年4月1日より濫用等のおそれのある医薬品の対象品目が拡大された（別添③参照）ことから「新たに対象となった品目においても、当該項目が遵守されるよう販売ルールの徹底が必要」とされています。

これを踏まえ、薬局開設者及び店舗販売業者等に対し、従事者に対する販売制度に関する研修等の徹底や、制度の遵守状況の自己点検の励行等を通じて、医薬品販売制度の遵守徹底を図るよう求められていますので、配置販売業においても、同様の指摘を受けることがないように、一般用医薬品の適正な販売の徹底に、ご尽力をお願いします。

#### 《主な指摘事項》

- 1 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応
  - ・ 薬局及び店舗販売業の遵守率…令和3年度82.0% → 令和4年度76.5%
  - ・ インターネット販売の遵守率…令和3年度67.0% → 令和4年度82.0%

以上